

尼崎市ドッグラン試験設置への協力許諾及び利用規約

本ドッグランは、公園内における試験設置として、ドッグランの利用実態や課題等を把握し、今後の継続的な運用の可能性を検討すること等を目的に、一定期間試験的に設置されるものです。

本ドッグランを利用される方は、趣旨を理解し、試験設置への協力を同意いただいたものとみなします。なお、状況に応じて、利用ルールや運営方針・期間の変更を行う可能性があります。

変更内容は市ホームページや場内掲示により周知し、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

1 試験設置の目的

試験設置は、以下の点を検証するために実施します。

- (1) 公園利用者との共存における課題の把握
- (2) ドッグランの安全性および適切な管理手法の検証
- (3) 利用者の意識やマナーの実態把握
- (4) 近隣住民や他の公園利用者への影響の把握

2 実施場所及び実施期間等

(1) 実施場所

西武庫公園（尼崎市武庫元町3丁目14-1）

(2) 実施期間

令和7年8月7日～令和9年3月31日

(3) 利用可能時間

9:00～18:00（早朝・夜間は利用不可）

3 試験設置への協力と同意

ドッグランの利用者は、以下の事項に協力・同意いただいたものとみなします。

- (1) 利用状況等に関するアンケートやヒアリング調査に協力すること
- (2) 施設の様子を記録する映像の撮影に同意すること
（※個人を特定される情報は取得・公開しません）

4 利用登録

ドッグランの利用に当たっては、飼い犬及び飼い主の方の利用登録を行ってください。

(1) 飼い犬の登録条件

ア 狂犬病予防法第4条に基づく登録を行い、同法第5条に基づく狂犬病の予防注射を登録日の前1年以内に受けていること。

イ 感染症に係る予防接種（犬ジステンパー感染症、パルボウイルス感染症、犬伝染性肝炎、犬伝染性喉頭気管炎、犬パラインフルエンザを含むもの）について、獣医師の指示に従い、適切な時期に受けていること。

※利用者は、利用期間中を通じて上記要件を満たしていることを前提に利用するものとし、市は必要に応じて確認書類の提示を求めることができます。

(2) 飼い主（利用者）の登録条件

- ア 満18歳以上であること。
- イ 利用規約を確認し、同意すること。

(3) 登録の有効期限

登録は初回登録時から令和8年度末を有効とします。

なお、市が継続して試験設置を実施する場合は、別途定める方法により継続して利用できるものとします。

5 利用区分・入場制限・頭数制限

ドッグラン場内は、小型犬、中・大型犬で優先エリアが分かれています。

(1) 小型犬優先エリア

体重10キロ未満

(2) 中型犬・大型犬優先エリア

体重10キロ以上

(3) 入場制限

各優先エリアとも、次の動物については、入場できません。

- ア 利用登録済みの飼い犬以外の犬
- イ 感染症に罹患している犬
- ウ 発情期、妊娠中の雌犬
- エ 闘犬として飼養している犬、以下の犬種及びこれらと同等の大型で攻撃性の高い犬種（秋田犬、土佐犬、紀州犬、甲斐犬、ドーベルマン、グレート・デーン、ロットワイラー、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア、アメリカン・ピット・ブル・テリア、ピットブル、ジャーマン・シェパード、ホワイト・スイス・シェパードなど）
- オ 他の利用者や犬に攻撃的な犬
(場内で咬傷事故を起こした場合は、直ちに退場させるとともに、以後の利用を制限することがあります。)

(4) 頭数制限

1人につき2頭まで利用可能です。

6 入場に当たっての注意事項

- (1) 許可証を見える位置に掲示してください。
- (2) 登録済みの飼い主が飼い犬を同伴して、入退場してください。飼い犬だけを場内に放置することはできません。
- (3) 飼い犬を同伴せず、人だけが利用することはできません。
- (4) 犬以外の動物は入れません。
- (5) 保護者のいない未成年は入場できません。
- (6) スニーカーなど靴底の平たい履物を着用してください。ハイヒールやスパイクなどを着用しての入場はできません。
- (7) 混雑時は場外でお待ちください。
- (8) 手荷物等は各自で責任を持って管理してください。
- (9) 飼い犬が場内で排泄しないよう、できるだけ入場前に排泄を済ませてください。飼い犬が排泄した糞等の汚物は、飼い主が責任をもって持ち帰ってください。小便には、水をかけてください。

7 場内での飼い主の遵守事項

- (1) 入退場の際は、必ずリードを付けてください。飼い犬が場内の環境や他の犬に慣れ、落ち着いてからリードを外してください。また、ロングリード及び伸縮リードの使用はお控えください。
- (2) 場内では、飼い主は飼い犬から目を離さないよう見守り、飼い犬が次のような行動をとったときは、直ちに制止するなど、飼い主が責任をもって必要な措置を行ってください。
 - ア マウント行為
 - イ 他の犬を追い掛け回すなど、危害を及ぼす可能性が認められる行動
 - ウ 興奮して吠え続けるなど、他の利用者や近隣の方々へ迷惑となる行動
- (3) 場内でお子さんが大きな声を出して走り回るなどすると、犬を興奮させ、事故等につながる場合がありますので、保護者の方は御注意願います。
- (4) 他の犬を触る際は、飼い主の承諾を得てください。
- (5) 飼い犬が他の利用者や飼い犬に危害を及ぼすなど、ドッグランの利用に際して生じた事故やトラブルについては、当事者同士で解決してください。施設管理者は一切の責任を負いません。
- (6) 退場の際には、飼い犬の糞やゴミが落ちていないか確認し、必要に応じて清掃を行ってください。
- (7) 施設管理者から施設利用上の注意や指示があった場合には、必ずこれに従ってください。なお、上記事項を守られない場合、注意や指示に従わないときには、以降のご利用をお断りすることがあります。

8 場内における禁止事項等

- (1) 場内での飲食（犬用フードを含む）は禁止です。
- (2) ベビーカーや犬用カートなどのカート類の持ち込みは禁止です。
- (3) ドッグフード等（水を除く。）の場内への持ち込みは禁止です。
- (4) おもちゃの持ち込みは禁止です。
- (5) 場内でのブラッシングは禁止です。
- (6) 公園内のトイレや手洗い場でのシャンプーや水遊びは禁止です。
- (7) 場内で飼い犬が穴を掘った場合は埋めてください。
- (8) 場内には危険物（刃物、火薬類、毒物類）を持ち込まないでください。
- (9) 場内を利用しての営利行為や、政治的・宗教的活動は禁止です。
- (10) ドッグランや周辺施設に損害を与えた利用者には、損害賠償請求する場合があります。

9 施設破損時の連絡及び清掃協力について

- (1) 施設が破損している場合は、速やかに管理者に連絡してください。（連絡先:06-6489-6530）
- (2) ドッグランを清潔に保つため、「犬の糞を拾う」「ゴミを集める」などの施設内美化にご協力ください。
- (3) 利用中に糞やゴミ、土の乱れ等を確認した場合には、次の利用者のために簡易清掃にご協力ください。

以 上